

ホームレス合同巡視

● ホームレス合同巡視とは

荒川には河川敷等を不法に占拠して小屋等を建てて起居しているホームレスが多数存在します。洪水時にはホームレス自身の生命の危険があるほか、小屋等の工作物が流出し、洪水の流下を妨げるとともに、自然環境、社会環境の悪化にもつながるおそれがあります。

この問題の対策として、荒川下流河川事務所では沿川の自治体の福祉担当部局や最寄りの警察とともに、定期的に巡回を行い、ホームレスの実態把握に努めるとともに、不法に設置されている小屋や放置された荷物などを撤去するよう指導を行っています。併せて自治体の福祉・保険部局と連携して、ホームレスの自立支援※や健康相談を行っています。

実施の頻度としては、荒川下流部においては、年2回（夏・冬）巡視を実施しています。

※ホームレスの自立支援…「ホームレスの自立支援に関する特別措置法」によって河川などの公物管理者は自治体の福祉担当部局と連携し、生活支援・就労支援を行いつつ問題に対処することとされています。

(1) ホームレス合同巡視における各関係機関の役割

河川管理者

河川の適正な利用の確保、不法工作物の是正等

- 河川管理上の支障となっていること及び洪水等の災害時には生命の危険があること等を説明し、警告書を手渡し是正指導を行う。
- OHL不在の場合は、警告書を工作物に貼り付ける。
- 必要と認める場合には、法令の規定に基づき、監督処分等の措置(行政代執行法の適用など)

自治体の福祉部局等

自立支援、緊急援助及び生活保護の実施、生活相談など

- OHL本人の自立支援の意志、健康状態の確認及び相談を行う。
- 受入施設の確保及び情報提供
- その他「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」で定められた役割を行う。

所轄警察

地域における安全の確保

- 地域安全活動
- 指導・取締り等を実施
- 緊急に保護を必要と認められる者について、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)等に基づき、その都度、関係機関に引き継ぐ等適切な保護活動を推進する

(2) ホームレス合同巡視の様子



河川管理者による指導



福祉部局による指導



警察による指導



不法工作物の確認



不法工作物の確認



保健師による血圧測定（健康相談）